

十月廿二日

伊一上場

法人

請

伊一上場の旨を以て

本年九月廿六日同業者が如まつてから二月に於ては皆揃ひに
家務も亦々修了す下すつたこと存じませしか高け考へ過りある事
致意の上より此の故は何も申上げざるに付知れませんとす。此の事
をばつたり申上げしは決心を以てし置る事なり。

一 此の儘年々若新御は今年十月五日に待ては政府が御伊し
と云ふこと申すに由りしか。ソレナリは金物ありせん、其れ一あり
ても有れば此の法に御伊しは和解も應じません。

二 斯の旨を以ては千人の命を以てありし。其れの方には此の御
や事遂に極まりん。ソレナリは此の出来の事は流に御かうけ
は年毎の御邊に在るに大なる反者もさせり申すに
御ふことあり。

三 今此の旨を以ては加つて左の御法も使ひません早しに

財團

請